

異文化から発現する謝罪表現の伝達 —法廷における謝罪と文化仲介の必要性について—

毛利 雅子
(関西外国語大学)

1. はじめに

21世紀になり、グローバル化は世界の潮流となってきた。20世紀後半以降の飛躍的な科学技術の進歩により、あらゆるものの移動は加速し、とりわけインターネットの普及は、情報の大容量かつ瞬時の伝達を可能にした。リーマンショックや東日本大震災を経験し、来日・在留外国人の数は一時期激減したものの、近年は復活の兆しが見える。日本経済の回復基調や更なるグローバル化により、今後とも来日・在留外国人は一定数を維持していくと考えられる。これが直ちに外国人犯罪の増加には繋がるとは言えないが、これまで想定しなかったような外国人が関わる犯罪は確実に増加の一途にあり、日本語を解さない被疑者も多く派生してきている。

例えば、『平成26年度犯罪白書』によると、来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は、「平成24年までは減少傾向にあったが、25年は増加に転じ、5,620人（前年比3.6%増）」(p.39)であり、再び増加傾向にある。加えて、『来日外国人犯罪の検挙状況（平成26年）』では、「25年と比較すると、総検挙件数は15,215件（前年比204件（1.3%）減少）と前年より僅かに減少し、同人員は10,689人（8.1%増加）と前年より増加した。総検挙件数・人員は16年、17年のピーク時と比較すると、低い水準で横ばいを続けているが、来日外国人犯罪の検挙が顕著に増加し始める以前の平成2年と26年を比較すると、総検挙件数は約2.4倍、同人員は約2.2倍と高い水準にある。」(p.1)と報告されており、増加はしても減少は期待出来ない状況が見受けられる。また、同白書では、「今後も長期的には、国際犯罪組織が日本へ浸透するおそれがあるほか、犯罪を繰り返し敢行することを容易にする地下銀行、偽装結婚等の犯罪インフラ事犯は手口が巧妙化しつつあり、最近では新たな手口がみられるなど、来日外国人犯罪対策は我が国の治安対策を考える上で重要な事項であり、引き続き注視していかなければならない。」(はじめに)となっており、外国人犯罪は今後も日本が抱える課題と言えるであろう。

2. 日本の法廷通訳人

2.1 法廷通訳人とは

法廷通訳人とは、日本語を理解しない外国人が被告人となった場合に、法廷で生じるすべての談話を通訳、また必要に応じて書面を翻訳する存在である。手塚(2005)によると、外国人被告人の裁判には必ず司法通訳人をつけなければならないと刑事訴訟法で定められており(350)、その中でも特に法廷通訳人の必要性については、以下のように刑事訴訟法に記載されている。

我が国の『裁判所では、日本語を用いる』こととされている(裁判所法 74 条)。それゆえ、刑事裁判について外国人など、『国語(すなわち日本語)につうじない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない』(刑訴法 175 条)とされ、民事裁判について『口頭弁論に関与する者が日本語につうじないとき……は、通訳人を立ち合わせる』(民訴法 154 条 1 項)とされている。また、国語でない文字または符号についても、これを翻訳させることができる(刑訴法 177 条)とされている(362-63)。

つまり、日本語を解さない外国人が被告人・証人として出廷する場合、もしくは書面を外国語で交付しなければならない場合は、必ず通訳人を付けなければならない。

2.2 日本における法廷通訳人の現状

では、日本の法廷通訳人の現状はどうなっているかという点、『平成 27 年度版ごぞんじですか法廷通訳—あなたも法廷通訳を—』には以下のように記載されている。

平成 25 年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人 59,057 人のうち、通訳人が付いた外国人被告人は 2,261 人で、おおよそ 26 人に 1 人の割合となっており、国籍数は 74 か国にのぼっています。平成 25 年に全国の地方裁判所や簡易裁判所の法廷で使用された外国語の種類は、40 言語にも及んでいます。特に、ベトナム語、フィリピン(タガログ)語、タイ語、ペルシャ語など、日本ではこれまで比較的なじみがなく、その言葉を理解する人が少ない言語(少数言語)の事件がかなりの数になっています。

(1)

となっている。加えて、この案内によると、

平成 25 年度の総数は 2,272 人であり、使用言語としては、①中国語(32.7%)、②ベトナム語(9.9%)、③ポルトガル語(9.8%)、④フィリピン(タガログ)語(9.7%)、⑤スペイン語(7.5%)、⑥韓国・朝鮮語(7.5%)、⑦英語(6.4%)、⑧タイ語(4.1%)、⑨ペルシャ語(2.7%)、⑩シンハラ語(1.5%)と続き、その他(8.2%)の言語としては、ウルドゥー語、ベンガル語、フランス語、インドネシア語、ロシア語、トルコ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語、ヒンディー語、モンゴル語、アラビア語、ルーマニア語、ソマリ語、タミール語、ドイツ語、パンジャビ語、スワヒリ語、アカン語、アシャンティ語、アルバニア語、イタリア語、ウズベク語、スウェーデン語、セブ(ピサイヤ)語、セルビア語、ダリー語、チェコ語、ポーランド語、マレー語(4)

であったことがわかる。また、法廷通訳人については、

平成 26 年 4 月 1 日現在、全国で 61 言語、3,944 人が登録されています。通訳人候補者の中には大学の先生や海外赴任経験のある会社員、一般家庭の主婦などがいるが、さらに、この名簿に登録された通訳人候補者の都合がつかなくなったり、適当な通訳人

が見つからなかったりした場合には、大使館、大学、各種の国際交流団体等に紹介を依頼するなどして、有能な通訳人を確保するようにしています。(2)

とも記載されている。

しかし、現在の日本において、法廷通訳人の役割は明文化されておらず、能力認定制度も存在せず、通訳人の採用は各裁判所に委ねられている。一般に、法廷通訳人は司法の場におけるやり取りの通訳（翻訳が含まれることも有り）をするという程度にしか認識されておらず、何をどこまで伝えるべきなのか、文化差から生じると考えられる齟齬に対応することなく、単なる単語レベル・逐語レベルの作業に終始してもよいのか、もしくは、異言語・異文化を解釈する通訳をすべきなのか、また最終的に、どのような通訳が外国人被疑者にとって公正なものなのかなど、現在の制度は何も明確に示していない。

2.3 日本における法廷通訳人の役割認識

では、実際に通訳人採用に携わっている裁判所は、通訳人の役割についてどのように捉えているのだろうか。これについては、裁判官である田中(1998)が以下のように述べている。

通訳の法的性質は、言語についての特別の知識、経験に基づいてする具体的事実の判断の報告であり、裁判官の知識を補充する機能を有しているという意味で鑑定に類似する(刑訴法 178 条、刑訴規 136 条参照)。しかし、通訳には、単なる言語の媒介、伝達という機械的な作業に過ぎないという側面もあるから、通訳及び通訳人に関連する諸問題を処理するに当たり、そのすべての場面において鑑定に準ずる取扱いをするというのは相当でない。我が国における法廷通訳の特徴は、第一に、裁判所から選任されて裁判手続に関与する通訳人の行う特別な通訳であり、外国人被告人の人権を保障し、適正な裁判を実現する上で極めて重要な役割を果たすという点にある。そこで、法廷通訳人は、識見、誠実さ及び信頼性等の観点から適性が認められ、公正さを保持できる人物であることを要する。第二に、犯罪事実の認定と刑罰の言渡しを巡る訴訟手続に関与する通訳であるから、技術的、専門的な性格を有し、通訳能力自体に大きな比重がかかる通訳である。第三に、逐次通訳であり、かつ原則として全訳通訳である。発言者の意図はもちろん、表現形式や内容の微妙なニュアンスの細部に至るまで発言の全部を逐次的に性格に通訳することが要求される。以上の諸特徴に鑑みると、法廷通訳は、その性格上、主体としての法廷通訳人に厳格な職業倫理を要求するとともに、訳出される通訳内容に高度の正確性を要求する通訳であるといえる(122)。

さらに、法曹界関係者の座談会(1994)の論として

法廷通訳人となる言語能力というのは、長年向こうにいたというような人でないと持てないわけですので、職員をそのレベルまで養成するという実現可能性は、非常に難しい(26)。

と、簡単には出来ないことを理解しつつ、「機械的」と定義されており、大きな矛盾を感じざるを得ない。また、法務省刑事局（1994）自体、「通訳が多分に機械的、技術的な性質のものである」（31）としており、通訳を単なる機械のように見なしている傾向がうかがわれる。

ただ近年、法務省でも「外国人関係事犯については、悪質事犯に対し厳正に対処するとともに、有能な通訳人の確保等に配慮して、適正な捜査に努めています」（『刑事事件の動向』）とあるように、ようやくではあるが通訳人の意義・必要性が大きく認識されるようになったところではあるが、それでも明確な指針や法制度は存在しないのが現状である。この点については、『法廷通訳人ハンドブック（実践編英語改訂版）』（2011）に、「要通訳事件では、適格な通訳人を選任することが極めて重要ですが、適格な通訳人であるためには、十分な語学力を有するとともに、中立公平であることが必要です。」（5）という記述があるが、十分な語学力を判断する客観的基準が一切ない。加えて、以下のように通訳人は文化や歴史の橋渡しを行い、双方の理解を深める役目までも期待されている。

法制度や歴史的背景の違い等から、被告人が通訳人に対し敵対心を持つことや、逆に被告人の言おうとする本当の意味が分からないことがあると思われまます。したがって、法廷通訳を行うに当たっては、語学的な面だけでなく、その国の文化や法制度等を理解するよう日ごろから努めてください（17-18）。

だが一方で、『特殊刑事事件の基礎知識—外国人事件編—』（1996）のように、法曹界もその要求に齟齬があることも認めている。

法廷通訳人は、刑事裁判手続や法律用語を十分理解し、さらには、被告人の国の社会的、文化的実情にもある程度通じていることが望ましい。しかし、そのような能力は、法廷通訳の実践と経験を通じて身に付いていくという面があり、最初からこれを望むことは現実的でないであろう（66）。

社会的、文化的事情にある程度通じているということは、単なる旅行ではなく、その国での長期滞在経験がなければおそらく困難であろう。しかし、各国の法制度、またこれまでの歴史観や宗教観はそれぞれ固有のものである。それを全て身につける法廷通訳人に期待しながら、逐語訳を良しとする現状はかなり矛盾していると言わざるを得ない。

3. 文化の仲介者としての通訳人

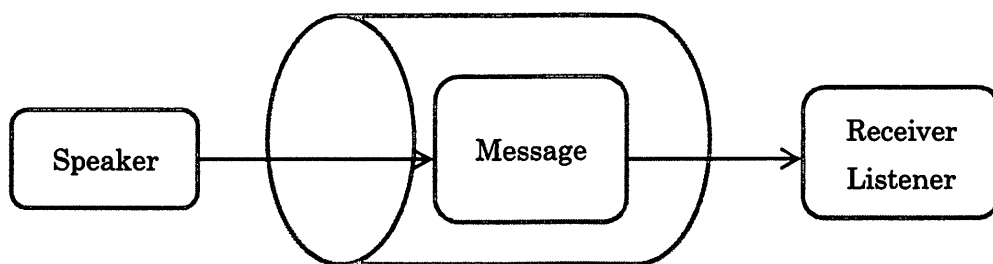
3.1 海外での先行研究

これまで論じてきたように、現在の日本では社会的・文化的事情に通じていることを期待される法廷通訳人だが、海外ではどのように捉えられているのかを鑑みる。

まず、文化間差異については既に Edwards (1995) が、“Language mirrors thought, and different cultures think in different ways. Different cultures also have different institutions, such as legal systems that confuse matters.” (95) と、言語がそれぞれの

文化や社会制度を反映すると述べている。Hale (2007) も、“Cross-cultural differences may pose challenges for interpreters. Many cross-cultural differences are reflected in the way people express themselves in language.” (141) と述べており、文化の差異によって言語による自己表現も異なるとしている。Sibirsky and Taylor (2010) も、“Cultures encompass patterns of behavior and of envisioning the world and life that language needs to express.” (189) と、文化が行動や言語が表象する世界観に大きく関わると指摘している。

ところが、かつて通訳者の役割はそのままメッセージを伝達する「導管」のようなものだと論じられていた (Reddy:1979)。



Reddy: Conduit Theory

よって、通訳者は単なる「ことば」の伝達を担っていると考えられてきた。

しかし、この考え方も近年、変化していることが伺われる。例えば、アメリカは移民を政策的に受け入れてきており、公用語である英語運用能力が劣っている準民 (LEP-Less English Proficiency) や英語を解さない被疑者も存在する。さらに、連邦政府によって Court Interpreters Act (法廷通訳人法) が制定されており、基本的役割や通訳人の地位について概説・保証されている。また、連邦政府および各州政府によって、通訳人採用や認定制度が設定されており、それぞれに求められるものが明文化されている。こういった状況下にあるアメリカの研究者である Gonzáles, Vásquez, Mikkelson ら (2012) は、文化差や文化を伴った通訳を以下のように考えている。

The study of intercultural communication has great relevance to the work of interpreters because it provides insight into communication problems that surface when individuals from different languages and cultures interact. (706)

Language is an integral part of culture, and as such, it expresses and interprets culture in every communicative act. (707)

つまり、異文化コミュニケーションが通訳・通訳者にとっては非常に重要なものであり、言語は文化の一部であると論じている。さらに、文化が言語コミュニケーションに与える影響については、以下のように論じている。

There are many dimensions of culture that are hidden from the eye. These cultural aspects are imparted to us from birth, are deeply internalized and subconscious, and are often noticed only in contrast with another culture. A wide variety of interconnected aspects of culture are embedded in communicative acts, including beliefs, attitudes, assumptions, norms and values, social relationships, patterns of interaction, time concepts, and body language. These intangible cultural aspects have an enormous influence on linguistic and nonlinguistic behavior and, importantly, determine the expectations of interlocutors in cross-cultural encounters. (709)

Communication barriers based on divergent cultural concepts, culture-bound terms, misperceptions of cultural concepts, and the like, should be anticipated and prepared for as much as possible. (735-736)

González らは、文化は見えない、内在化したものであるからこそ、それを理解しないままでは、言語の伝達や通訳にも大きな影響を与えるため、異文化を伴って派生するコミュニケーションには、十分な準備が必要である。よって、文化理解に失敗すると誤解を招くこともあると論じているのである。

The potential for misunderstanding is exacerbated when communication takes place between people from cultures that have different customs and worldview. (707)

では、どうすれば誤解を避けることが出来るのであろうか。これについては、彼らが提案している方策の1つが、異文化教育である。法廷においては参加者が敵対構造にある以上、異文化での誤解が生じやすいゆえに、通訳人だけでなく、各参加者（裁判官、弁護士なども含めて）が教育受けるべきという意味である。

The adversarial nature of the legal setting increases the potential for intercultural misunderstanding; therefore judges, lawyers, members of the court staff, law enforcement personnel, and interpreters should have formal training that will allow them to identify the sociocultural factors that impede effective communication between members of different cultures. (708)

また、Gile (1995) は、言語だけでなく異文化もコミュニケーションにおける困難性を認識している。

It should be noted that in interpreting, unlike, translation, all parties concerned are aware of the communication situation, including possible difficulties associated with the interlingual and sometimes intercultural transfer (24).

Pöchhacker (2004) も、通訳者の役割は「意図された意味（センス）を伝達する」と論じている。

The overall idea of the interpreter's communicative activity found its most poignant expression in the meme of making sense, which conceptualizes the interpreter's task as grasping the intended meaning ('sense') of an original speaker and expressing it for listeners in another language (53).

加えて Hatim and Mason (1990) は、翻訳者（通訳者）は単なるバイリンガルではなく文化の仲介者でもあり、文化が異なる中での困難を克服し、差を縮めていく存在だとしている。

The translator has not only a bilingual ability but also a bi-cultural vision. Translators mediate between cultures (including ideologies, moral systems and socio-political structures), seeking to overcome those incompatibilities which stand in the way of transfer of meaning. What has value as a sign in one culture community may be devoid of significance in another and it is the translator who is uniquely placed to identify the disparity and seek to resolve it (223-24).

3.2 日本における文化の仲介人としての通訳人

次に、日本における文化の通訳（翻訳）について振り返ると、まずは本橋（2002）がカルチュラル・スタディーズの視点から、文化の翻訳を以下のように見つめている。

文化の翻訳とはつねに不平等で非等価な交換過程であって、そこにはズレやアンビヴァレンスが避けがたく存在する。とすれば翻訳とは、差異を抹殺するのではなく、むしろ差異を回復し、それとして再認識する行為と言えないだろうか。（29）

加えて、

ダイアロジズム（対話論理）は、意味の生成には固定的な論理など存在せず、発話の場の無限に変化する力関係だけがあると主張する。ひとつの集団がある単一のアイデンティティを達成しようとする動きそのものが、雑種性を生み出し、さまざまに混交した表象をとめないながら、互いに覇を競うことになるというわけである。国境を越えた文化の翻訳もこうした抵抗ないしは領有という観点から相互に見直すべきだろう。」（30）

と、文化の翻訳（通訳）の意味を論じている。

これを裏打ちするかのよう、井出（2005）「文化は言語に刻印されているので、その言語を話すことは人々のものの見方や世界観を文化的に実践していると言えるのである。」（12）という点は、司法通訳翻訳においては特に忘れてはならないことである。グローバル化の時代にあっても、それぞれの被告人が、そして通訳人が背負っている文化や歴史を通過してこそ、正確で忠実な通訳、つまり真のメッセージの伝達が実践されると言え

るのではないだろうか。

さらに、文化の仲介者としての通訳人の役割を鑑みる。まず鳥飼 (2005) は「最近のポストコロニアル的視点からの翻訳論では、この問題を、言語を使用する人間の権力関係という枠組みでとらえようとしている。」(27) と論じ、続けて、司法通訳翻訳がまさにこの力関係を伴う翻訳のケースであると指摘する。

通訳サービスを必要とする人間が社会的弱者であることも無視できない現実として存在する。例えば法廷の場で、文化の違いについての説明を加味することなく被疑者が正当な判決を受けることが可能なのか、という問題も生じている (28)。

さらに鳥飼 (2005) は、「通訳翻訳において、言語を訳すのか、文化を訳すのか、というのは、まさに今日的な課題だと言える。通訳者は、透明な言語伝達者という枠を超え、『文化の仲介者』(cultural mediator)、もしくは『コミュニケーション・ファシリテーター』(communication facilitator) として機能するべきなのか」(36) と問題提起をしており、通訳者の役割は単なる言葉の伝達だけではないとしている。さらに、

発言者の真意を汲み取り、正しく内容を解釈し、それを異言語・異文化で再構築して表現することによりコミュニケーションを成立させる作業は、必然的に言語と文化、コミュニケーションの根源に関わるものである。通訳者が異文化コミュニケーションの主體的参加者として、その役割を十全に果たす為には、言語と文化との関連、人間の思考と言語の関係、言語と社会、言語をめぐる権力の要素、言語とアイデンティティ、通訳者・翻訳者のポジショニング等々の問題が考察されねばならないし、異文化間のディスコースをどのように解釈し異言語を繋ぐか、という視座からの研究がますます重要になってくる。(37)

と述べており、コミュニケーションや通訳における異文化理解の必要性を述べている。これを踏まえて、鳥飼 (2005) は、通訳者は「言語を伝達する透明な導管という存在から脱却し、異文化間対話を構築する参与者となるべきか否か」(30) と問いかけている。

だが、現在の日本の法廷において、文化・社会的情報に関する説明や補足をした訳出は裁判所側が考える「忠実な訳」ではないし、通訳翻訳者の参与も期待されていない。そもそも Hale (2007) が “How much an interpreter understands the ‘language’ of the speaker will be determined by how many of the extra linguistic requirements that interpreter meets.” (17) と述べるように、通訳者には言語外の知識が必要である。加えて、セレスコヴィッチ (2009) が論じたように、通訳とは理解することである。そして「意味を汲み取って聞き手に明示する」(9) と定義づけているにも関わらず、日本での司法通訳翻訳人は司法の場におけるやり取りの通訳(翻訳)を、単なる言語の媒介、伝達という作業を機械的に行うという程度にしか認識されておらず、単語レベルでの逐語通訳こそが正確で忠実や訳だと考え、通訳翻訳人にはそれ以上のことは期待されていない。

現実の法廷談話でも起きうる課題として、Hale (2007) は以下のように述べる。

The wider the gap between the two cultures that come into contact, the more challenging this issue becomes. It is, however, unclear what interpreters should do, except use their professional judgement to decide whether an intervention is warranted. ...This is an important area that has not attracted much attention and requires research to inform the practice. (p.143)

つまり、文化差が大きければ通訳はどうすべきか、という問題が発生するが、対応策は明確ではない。まだまだ、文化差の通訳をどうしていくかは、考えなければならない重要な課題である。

3.3 公判における談話例

では、実際の法廷での談話を検討する。

まず、法廷通訳人として一読を推奨される法廷通訳ハンドブック(2011)には、談話通訳と津訳のサンプルが掲載されているが、これは裁判官、弁護士、検察官という権威者側に立つ法廷参加者の定型パターンの発話のみであり、実際の談話に即していない。つまり、実際の法廷で外国人被告人・証人から生じる可能性のある異文化的談話は、テキスト化されておらず、それに触れられてもいない。つまり、法廷通訳人名簿に登録される際に、一読を勧められるテキストに、異文化については何も述べられていないのである。このように、法廷通訳人に必要な異文化理解が欠落したままになっている。

だが、Gonzálezら(2012)が、“Terms with meanings highly dependent on a cultural context pose a particularly difficult dilemma for the interpreter.”(736)と論じるように、文化が大きく関わる談話や用語は、通訳者にとってのジレンマになる。

このような状況下で、実際の法廷での談話に見受けられた異文化性は、以下のようなものがある。¹

A. If I tell lies, I am against God. But, I think God forgives me, if I tell honestly. I thought I should tell the truth because God watches me.

申し訳ないという気持ちは持っているが、それが「神」に対してである。通訳人は、このGodに対する概念を伝える立場にはない。だが、それが欠落したままでは、正確な意図は理解出来ない可能性が高い。一神教信仰の文化圏出身者にとっての「神」は絶対的なものである。日本の神道における「八百万の神」のように日常に存在する神の感覚とは大きく異なるが、「何も足さず、何も引かず」が原則の現状では、通訳人が訳出に「神」に対する意識の違いを追加することは許されていない。正式な通訳人教育が存在せず、異文化理解や知識を問われない現状では、文脈に込められた意味を訳出不可能なのである。また、仮にこの「神」に対する真意を尋ねられた場合、意味の訳出は通訳人の異文化対応能力に大きく左右されることになる。

¹ 本論中の談話は実際の公判から取材したものであるが、守秘義務および個人情報保護のため、公判日時・場所・具体的事案内容は全て非公開とする。

B. I am really sorry for God.

「申し訳ない」という感情は、日本では被害者に向けられることを当然とされるが、異文化では、まず神に逆らったことが発生することもある。だが、これも被害者への謝罪ではないことから、却って反省していないと捉えられる可能性もある。日本の法廷では明文化されていないものの、まず謝罪すべきは被害者および被害者の関係者（親族など）というのが想定されている。A 同様、「神」という存在の在り方は、宗教観で受容が大きく変容するため、謝罪とは何のためか、誰に向けられたものかという根本的概念の違いを訳出することには大きな困難が伴う。また、その補足説明をすることは、現状では通訳人には一切認められておらず、発話の真意の伝達には齟齬が生じることも有り得る。

C. If I go back, I will be killed by Shaman (villagers/men). So I cannot go back anymore.

具体的な宗教的存在（ここではシャーマン）を示して、帰国出来ない理由を説明している。しかし、文化が異なれば宗教的存在も理解出来ない可能性が高く、また宗教特有の規範が理解出来なければ、言い逃れのように聞こえる可能性もある。だが、この点でも通訳人は、シャーマンの説明をする立場にはない。また異文化教育を受けていない、もしくは異文化体験が少ない通訳人であれば、そもそもシャーマンを理解出来ない可能性もある。しかし、法廷参与者（裁判官、検察官、弁護士）から「シャーマンとは何か？どういう意味で言っているのか？」という確認がない場合、一切の付加説明は派生せず、『シャーマン (shaman)』という音声としての伝達しか行われぬ可能性も高い。

D. I reflect what I did and feel regret. I am sorry for everybody because I caused troubles. (皆さんとは誰のことですか？という問いに対し) all the people related to

E. this case in Japan and my parents and brothers.

反省の弁を述べてはいるものの、その相手が被害者ではなく、「皆さん」という内容から「日本の関係者、自分の両親や兄弟」と身内になっている。日本文化の枠組みであれば、まずは被害者に対する反省や謝罪となるだろうが、ここでも異文化から派生する誤解が生じかねない談話になっている。つまり、「皆さん」（複数扱い）の中に被害者（単数もしくは複数）を含む意図で発話していても、その意図が伝達されにくいのである。これは B とよく似ているが、これは特に審理終盤で被疑者に対し反省しているか否かについて尋ねているため、日本文化の文脈では最終確認としての「被疑者への謝罪や反省」が暗に求められている。よって、「被害者（およびその関係者）に対して」という具体的単語が発話されないことで、反省の度合に疑念を抱かれかねない。

F. I am really sorry for that. I am sorry and regret what I did. But I beg for mercy to the court. I really did wrong, but I do regret and would like to go back to my family even one day earlier. But I didn't make any false items. This is true, believe me. Believe me. I am really sorry.

まずは謝罪を述べているが、法廷（裁判官）に対し「慈悲」をお願いし、赦しを得ようという意図も見られる。Mercy という単語の持つ意味は、もともと「神によって与

えられる憐れみ」である。つまり、法廷という場における神（裁判官）に対して、被疑者が慈悲を求めている様相も見受けられる。それと同時に裁判官による mercy は、赦免の意味もあり、直接的に赦免を依頼しているとも受け取られる。しかし、通訳人が mercy という単語の持つ本質的意味を理解していなければその意図は伝わらない。だが同時に理解したとしても、通訳人は単語の意図するところを伝達する立場もない。また日本語の訳出においても、「慈悲」「憐れみ」「赦免」では、日本語文脈での印象・意図が大幅に変容してしまう可能性がある。しかし、裁判官の許可なく通訳人が被疑者に確認することは許可されておらず、裁判官から「とりあえず、まずは言った通りに訳して下さい。」と促されてしまうことも多い。よって、通訳人による訳語選択によっては、その後の心象形成や談話に影響を及ぼすことも考えられるが、現状ではそれを防止する手立ても権利も通訳人には与えられていない。

3.4 通訳人が直面する課題

これまで論じてきたように、日本では日本語から外国語への訳出における談話分析が主流（水野：2006、渡辺ら：2010 など）で行われてきており、模擬法廷（シナリオ有り）での談話分析や研究に注視されている。つまり、実存の法廷で派生する文化障壁、出自から表出する文化差は、分析対象とされていない。被告人・証人は必ずしも英語母語話者とは限らない。これまでに受けてきた教育レベル、更には英語の教育レベルも、人によって大きく異なるのが現状である。

また、談話を扱った主たる研究やデータは、戦争犯罪関連（鳥飼：2007、武田：2008）であること、他の分析でも単語レベルでの忠実性・等価性といったことがある。つまり、語彙レベルでの等価性・正確性・忠実性のみが対象となり、個人の出自、国籍、宗教、背景などといった文化的要素は一切考慮されてきていない。

これを裏付けるように、実際の法廷通訳においては、宗教、国籍、出自、教育レベル、育ちといった文化の壁に対する配慮は殆どない。これまで筆者が実際の法廷で受けた言葉[□]を列記すると、「英語なんだから何でも同じでしょう。」「とりあえず訳して。」「言った通りに訳してくれればいいから。」「通訳って単語の置き換えじゃないの？」などがあり、通訳、通訳人、異文化に対する理解は見受けられないというのが、日本における法廷通訳人の現状である。

前述のように、現在日本では、法廷通訳人認定制度、教育制度は構築されておらず、法廷参加者の認識は、通訳とは「単なる言語の媒介、伝達という機械的な作業に過ぎない」というものである。よって、単語の置き換えマシン以上の役割は求められておらず、異文化理解や異文化コミュニケーション能力の必要性は全く考慮されていない。これによって、被疑者に不利益が生じたとしても、また法廷参加者の間に誤認が生じたとしても、どこにも責任は求められない状況になっている。

4. 今後に向けて

これまでの研究、また実際の法廷談話からもうかがえるように、実りある通訳をするには、法廷通訳人は社会文化的能力を持たなければならない。これは González ら（2012）

が論じる通りである。

In order to perform competent interpretation, court interpreters must also possess sociocultural competence, including familiarity with legal proceedings (e.g. trial, motions, testimony), the topic at hand (e.g. armed robbery, police report), as well as familiarity with the social and cultural elements that affect the speakers and their interactions (e.g. questioning styles, speaker intention, culturally bound terms). (717)

また、同様（2012）に、文化言語意識は、審議のために通訳者が準備するうえで非常に重要な要件であり、言語的意味、言語変容、文化的意味に関する論議は、通訳者が継続的に学習を続けていかなければならないことを意味している。

The need for cultural-linguistic awareness is paramount in the interpreter's preparation, and indeed for all involved in the judicial process...The discussion of linguistic meaning, language variety, and cultural meaning demonstrates that the interpreter has to be continuously engaged in learning new words as they arise in the course of interpreting. (736-737)

平成21年5月21日からは裁判員制度が導入され、外国人被告人対象の裁判員裁判も始まった。裁判員裁判は連日の集中審理であると共に、一般市民である裁判員には公判関係書類は公開されないため従来の書面主義から口頭主義へと大きく転換したことにより、法廷内談話は、従前よりもさらに重みを増してきている。だが現在は、通訳、特に談話通訳や文化の通訳については何の指針も示されていない。司法制度が変遷していく環境下で、日本語を解さない被疑者にとって、どのような通訳が公正なのか、日本の司法制度においてどのような意味を持つのか、特に異文化の視点を持って論じていくのは、今後の日本の司法制度を検討していくうえで非常に重要な意味を持つものであろう。

社会・経済がグローバル化する時代においては、国際交流のような善い面もあれば、残念ながら犯罪や犯罪者の往来という負の側面も存在することは事実である。だが、罪を犯し被疑者となった外国人にとっても、正確で公平な審判を受けることは当然の権利だが、それを維持するためには全ての発話が証拠となる法廷で重要な役割を負う通訳人の責任は重大である。しかし、これは通訳人だけの責任ではない。言葉と文化は連結していることを法廷参加者が理解していなければ、通訳人の努力だけでは解決には向かわない。単語レベルでの辞書のような正確性だけに着目しても、言葉に繋がる文化理解がなければ、公平な裁判は維持出来ないことは明白である。そのためには、今後も社会言語学、異文化コミュニケーション、カルチュラル・スタディーズなどの視点を持ちながら、実際の法廷談話データを用いた談話分析を行っていくことが必須であると考えられる。

真に公平な公判に貢献するため、今後も異文化による談話と訳出の齟齬の可能性が表出する事例収集を行い、法廷通訳人同様、法曹関係者に対する異文化理解・コミュニケー

ション教育の必要性と研修を訴求していく一助としたい。

注：本研究は JSPS 科研費 25370745 の助成を受けたものである。

参考文献

- 井出祥子 (2005) 「異文化コミュニケーション学 共生世界の礎を求めて」井出・平賀編『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房。
- 最高裁判所 (2015) 平成 27 年版 ごぞんじですか法廷通訳—あなたも法廷通訳を—。座談会 (田中・谷口・松尾・三浦・柳川・山田) 「外国人事件と刑事手続」『ジュリスト No.1043』(1994 年 4 月 5 日) 有斐閣。
- セレスコヴィッチ、ダニツァ (ベルジェロ伊藤宏美訳) (2009) 『会議通訳者』研究社。
- 武田珂代子 (2008) 『東京裁判における通訳』みすず書房。
- 田中康郎「外国人と法廷通訳」『別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選第 7 版 No.148』(1998) 有斐閣。
- 手塚和彰 (2005) 『外国人と法 (第 3 版)』有斐閣。
- 鳥飼玖美子「通訳における異文化コミュニケーション学」井出・平賀編 (2005) 『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房。
- 鳥飼玖美子 (2007) 『通訳者と戦後日米外交』みすず書房。
- 法曹会 (財) (1990) 『法廷通訳ハンドブック 補訂版 英語』。
- 法曹会 (財) (1996) 『特殊刑事事件の基礎知識—外国人事件編—』。
- 法曹会 (財) (2011) 『法廷通訳ハンドブック 実践編 英語 改訂版』。
- 法務省『平成 26 年度犯罪白書』法務省サイト (<http://www.moj.go.jp/>) 内 001128569[1].pdf (2015 年 6 月 1 日)
- 法務省刑事局外国人関係事犯研究会編 (1994) 『外国人犯罪裁判例集』法曹会。
- 水野真木子 (2006) 「判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」『スピーチ・コミュニケーション教育』Vol.19. 113-131。
- 渡辺・水野・中村 (2010) 『実践司法通訳』現代人文社。
- 本橋哲也 (2002) 『カルチュラル・スタディーズへの招待』大修館書店。
- Edwards, Alicia B. (1995). *The Practice of Court Interpreting*. Amsterdam: John Benjamins.
- Gile, Daniel. (1995) *Basic Concepts and Models for Interpreter and Translator Training*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.
- González, Vasquez & Mikkelsen. (2012). *Fundamentals of Court Interpretation – Theory, Policy, and Practice (Second Edition)*. Durham: Carolina Academic Press.
- Hale, Sandra Beatriz. (2007). *Community Interpreting*. New York: Palgrave.
- Hatim and Mason. (1990). *Discourse and the Translator*. Harlow: Longman.
- Hymes, D. (1972). “Models of the Interaction of Language and Social Life”. In Gumperz J. & Hymes, D. (Eds.), *Directions in Sociolinguistics*. New York: Basil Blackwell.
- Pöchhacker, Franz. (2004). *Introducing Interpreting Studies*. London/New York: Routledge.

Reddy, M. (1979). "The Conduit Metaphor: A Case of Frame Conflict in Our Language about Language." In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and Thought*. Cambridge: Cambridge UP.

Sibirsky and Taylor. (2010). *Language into Language*. Jefferson: McFarland & Company.